

日本中央競馬会海外競馬勝馬投票実施規程

(平成28年4月1日 理事長達第10号)

(目的)

第1条 この規程は、本会が、競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により指定された海外競馬の競走のうち、本会が勝馬投票券を発売する競走（以下「海外競馬発売対象競走」という。）についての勝馬投票を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 海外競馬発売対象競走の勝馬投票に関する業務については、法令及び本会の定める勝馬投票に関する諸規程のほか、この規程の定めるところによる。

(競馬場)

第3条 競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。）第1条の競馬場の所在地は、別表(1)のとおりとする。

(海外競馬発売対象競走についての出走すべき馬)

第4条 海外競馬委員（第26条第1項の規定により置かれる海外競馬委員をいう。以下同じ。）は、海外競馬発売対象競走を実施するもの（以下「海外競馬主催者」という。）が確定した当該競走に出走すべき馬について、その馬の名、番号、負担重量及び騎手の氏名を確認するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の馬の名、番号、負担重量及び騎手の氏名を速やかに公表するものとする。

3 海外競馬委員は、前項の規定により公表した事項に変更が生じたときは、海外競馬主催者にその変更した事項を確認し、速やかに公表するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての発走予定時刻)

第5条 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走についての発走予定時刻を確認するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の発走予定時刻を速やかに公表するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての発走)

第6条 海外競馬発売対象競走の発走合図は、当該競走の海外競馬主催者のうち競馬法施行令（昭和23年政令第242号。以下「令」という。）第11条第2項第3号の事務に相当する事務を処理する者が行うものによるものとする。

(海外競馬発売対象競走についての到達順位)

第7条 海外競馬発売対象競走の到達順位は、当該競走の海外競馬主催者のうち令第11条第2項第4号の事務に相当する事務を処理する者が判定するものによるものとする。

2 海外競馬委員は、前項の海外競馬主催者から得られた情報に基づき、同項の到達順位を

確認するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての競走不成立)

第8条 海外競馬委員は、次条第1項の規定による着順確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の海外競馬発売対象競走の主催者が認めた事由により当該競走に重大な支障があり、又は当該競走が所定の走路と異なる走路で行われたと当該競走の主催者が認めたことにより当該競走を不成立としたことを確認した場合は、海外競馬委員長（第26条第1項の規定により置かれる海外競馬委員長をいう。以下同じ。）の承認を得て、当該競走を不成立とするものとする。

(海外競馬発売対象競走についての着順及び異議の裁決)

第9条 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走の終了後遅滞なく、当該競走の海外競馬主催者から得られた情報に基づき、当該競走の着順を確認し、確定するものとする。

2 海外競馬委員は、前項の着順の確定により、当該海外競馬発売対象競走における規則第7条第1項から第5項までの勝馬について確定し、その旨を公表するものとする。

3 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走についての異議の裁決を確認し、公表するものとする。

4 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走について失格又は降着となった馬があるときは、当該失格又は降着を確認し、公表するものとする。

(海外競馬発売対象競走についての情報の収集等)

第10条 本会は、海外競馬発売対象競走について、次の各号に掲げる事項に係る情報を収集し、当該情報を公表するものとする。

(1) 映像に関する事項

(2) 番組に関する事項

(3) 発走に関する事項

(4) 戒告その他制裁に関する事項

(5) 馬の競走能力を一時的に高め又は減ずる薬品又は薬剤の使用その他競馬の公正を害すべき行為の取締りに関する事項

(海外競馬発売対象競走についての入場の拒否)

第11条 海外競馬委員長は、令第10条第1項及び第3項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対し、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する競馬場への入場を拒否する。

(1) 日本中央競馬会競馬施行規約（平成19年規約第2号）第73条の2の規定により記章又は通行章を着用すべき者であって、これらを着用していないもの

(2) 本会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者

(3) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者

- (4) 法第30条第3号、第31条第1号若しくは第34条に掲げる者又はこれに該当することとなるおそれがある者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、競馬の公正を害し、又は競馬場内の秩序を乱すおそれがある者

第11条の2 裁定委員会は、令第10条第2項の規定に基づき、日本中央競馬会競馬施行規約第68条の4各号のいずれかに該当する者に対し、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する競馬場への入場を拒否することができる。

2 裁定委員会は、前項の規定に基づき競馬場への入場を拒否しようとするときは、あらかじめ、社会又は競馬に関し学識経験を有する者で構成される委員会の意見を聴くものとする。

(海外競馬発売対象競走についての退場命令)

第12条 海外競馬委員長は、令第10条第1項から第3項までの規定に基づき、前条の競馬場への入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して競馬場からの退場を命ぜることができる。

- (1) 第11条各号に掲げる者
- (2) 前条の規定に基づき海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する競馬場への入場を拒否された者
- (3) 違法な行為をし、又はしようとした者
- (4) 中央競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
- (5) 競馬場内の秩序を乱した者
- (6) 競馬場内で業として勝馬の予想をし、又は許可を受けずに物品を販売した者

(海外競馬発売対象競走についての入場の制限)

第12条の2 海外競馬委員長は、第11条の競馬場への入場の制限を申請した者又は同条の競馬場への入場の制限の対象となる者の家族その他の理事長が定める者からの申請に基づき、理事長が、同条の競馬場への入場を制限すること（以下この条において「入場制限」という。）を相当と認める者について、入場制限を行う。

(準用規定)

第13条 第11条から前条までの規定は、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所について準用する。この場合において、「競馬場」とあるのは、「競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所」と読み替

えるものとする。

(海外競馬発売対象競走についての勝馬投票法)

第14条 本会が海外競馬発売対象競走について実施する勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法とする。

2 本会が海外競馬発売対象競走について実施する連勝単式勝馬投票法は、馬番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝単式勝馬投票法とする。

3 本会が海外競馬発売対象競走について実施する連勝複式勝馬投票法は、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法とする。

4 理事長が指定する海外競馬発売対象競走については、前各項に規定する勝馬投票法のうち、いずれかの勝馬投票法を用いないことがある。

第15条 海外競馬発売対象競走についての馬番号二連勝単式勝馬投票法及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が2頭以下であるときは用いない。

2 海外競馬発売対象競走についての拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法、馬番号三連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法は、勝馬投票券発売開始の時に出走すべき馬が3頭以下であるときは用いない。

(海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券)

第16条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 勝馬投票法の種類を示す文字
- (2) 当該競走が実施される競馬場名
- (3) 当該競走が実施される年
- (4) 当該競走の番号
- (5) 当該競走についての1種類以上の馬の番号（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあっては組。以下同じ。）
- (6) 前号のそれぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額（100円の整数倍に相当する金額とする。）及び2種類以上の馬の番号を記載する場合にあっては合計額
- (7) 勝馬投票券番号

(海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売)

第17条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券は、別表(1)の競馬場内の勝馬投票券発売所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の勝馬投票券発売所において発売することができる。

2 電話機、電子計算機その他の機器を通じて勝馬投票を行う契約に基づいて海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の購入の申込みを受け付ける場合にあっては、本会が

当該申込みに係る勝馬投票券に代わる法第6条第3項に規定する電磁的記録を作成した上、その受領を当該申込者に代って行い、当該申込者は、次のいずれかの方法により、当該勝馬投票に係る金額に相当する額を支払うものとする。

- (1) 当該申込者が本会の金融機関の口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込む方法（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項に規定する資金移動業に係る当該申込者の口座の資金（金銭で払い出すことができるものに限る。）を移動させる為替取引を含む。）
- (2) 当該申込者を名義人とするクレジットカードの発行者に本会の金融機関の口座に当該勝馬投票に係る金額に相当する額を振り込ませる方法
- (3) 当該申込者に貸与された識別カード（理事長が指定するカードであって勝馬投票を行おうとする者を識別するための集積回路を付したものをいう。）に係るものとして本会の電子計算機に記録されている金額から、本会が当該勝馬投票に係る金額に相当する額を減算する方法

3 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売は、法第6条第2項に規定する勝馬投票券をもって行う。

第18条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券は、その競走に出走すべき馬が確定した後でなければ発売しない。

2 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売は、その競走の発走の時までに締め切る。

（海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の枚数等の公表等）

第19条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売を締め切ったときは、勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあつては各馬別、連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数を公表するものとする。

第20条 海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売したときは、第16条各号に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、当該勝馬投票券の控えとして60日間当該勝馬投票券の発売に係る事務を所掌する部の長が保管するものとする。

2 第17条第2項の規定により発売した勝馬投票券は、当該勝馬投票券の発売に係る事務を所掌する部の長が60日間保管するものとし、当該勝馬投票券の控えについては、前項の規定は適用しない。

（みなす着順）

第21条 海外競馬発売対象競走についての馬番号二連勝単式勝馬投票法、普通馬番号二連勝複式勝馬投票法及び拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法においては、第1着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第2着の馬とみなす。

2 海外競馬発売対象競走についての拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法においては、第2

着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第3着の馬とみなす。

- 3 海外競馬発売対象競走についての馬番号三連勝単式勝馬投票法及び馬番号三連勝複式勝馬投票法においては、第1着となった馬が3頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の2頭を第2着の馬及び第3着の馬とみなし、第1着となった馬が2頭あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第2着の馬とみなし、第2着となった馬が2頭以上あるときは、これらの馬のうちいずれか任意の1頭を第3着の馬とみなす。

(海外競馬発売対象競走についての払戻金等)

第22条 海外競馬発売対象競走の勝馬が決定したときは、遅滞なく、法第8条の払戻金の額（法附則第5条第1項各号の1号給付金又は2号給付金を交付する場合には、当該払戻金の額に1号給付金又は2号給付金の額を加えて得た額）を公表する。

第23条 海外競馬発売対象競走についての払戻金等（払戻金、法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金並びに返還金をいう。以下同じ。）は、当該勝馬投票券と引換えに交付する。

第24条 海外競馬発売対象競走についての払戻金等は、別表(1)の競馬場内の払戻金交付所及び令第2条第1項の承認を受けた競馬場外の払戻金交付所において交付する。

第24条の2 第17条第2項第1号及び第2号の場合における払戻金等の交付については、当該勝馬投票券に係る払戻金等を当該申込者の金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、同項第2号の方法により支払を行う場合における返還金にあつては、当該勝馬投票に係る金額に相当する額と相殺するものとする。

- 2 第17条第2項第3号の場合における払戻金等の交付については、当該勝馬投票券に係る払戻金等を、当該識別カードに係るものとして本会の電子計算機に記録されている金額に加算するものとする。

第25条 第16条の規定により記載された文字が不明である勝馬投票券又は甚だしく破損した勝馬投票券に対しては、海外競馬発売対象競走についての払戻金等は交付しない。

(海外競走勝馬投票執務委員)

第26条 本会は、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売する場合には、令第11条第3項各号の事務を処理させるため、次の各号に掲げる海外競走勝馬投票執務委員を置く。

- (1) 海外競馬委員長
- (2) 海外競馬副委員長
- (3) 海外競馬委員

- 2 前項の海外競走勝馬投票執務委員のほか、海外競馬発売対象競走に関する情報の提供に関する事務を処理させるため海外競馬情報管理委員を、海外競馬発売対象競走に関するシステムの運用に関する事務を処理させるため海外競馬システム統括委員を置く。

(海外競馬委員長)

第27条 海外競馬委員長は、海外競走勝馬投票執務委員の長として、海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券の発売の実施に係る事務を掌理し、かつ、他の海外競走勝馬投票執務委員を指揮統轄し、並びに当該勝馬投票券の発売の紛争を処理する。

2 海外競馬委員長は、災害その他やむを得ない事由により海外競馬発売対象競走についての勝馬投票券を発売することができない場合には、あらかじめ理事長の承認を受けて、発売を取りやめ、又は中止することができる。この場合において、あらかじめ理事長の承認を受ける余裕がないときは、理事長の承認を受けずに発売を取りやめ、又は中止することができる。

(海外競馬副委員長)

第28条 海外競馬副委員長は、海外競馬委員長を補佐して当該勝馬投票券の発売の実施に係る事務を掌理し、海外競馬委員長が欠けたとき又は海外競馬委員長に事故あるときに、臨時に、その職務を行う。

(海外競馬委員)

第29条 海外競馬委員は、海外競馬発売対象競走に係る勝馬投票券の発売及び払戻金等の交付その他の令第11条第3項各号に掲げる事務を処理する。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月23日理事長達第32号)

この通達は、平成28年9月28日から施行する。

附 則 (平成30年8月16日理事長達第17号)

(施行期日)

1 この通達は、平成30年9月8日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において改正前の日本中央競馬会海外競馬勝馬投票実施規程の規定により現に保管している勝馬投票券及び控券の取扱いについては、改正後の日本中央競馬会海外競馬勝馬投票実施規程第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月21日理事長達第32号)

この通達は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日理事長達第16号)

この通達は、令和5年5月1日から施行し、改正後の日本中央競馬会海外競馬勝馬投票実施規程第26条第2項の規定は、同年6月3日以後に勝馬投票券を発売する海外競馬発売対象競走について適用する。

附 則 (令和6年11月29日理事長達第19号)

この通達は、令和7年1月1日から施行する。

別表(1) (第3条関係)

競馬場の名称	所在地
札幌競馬場	北海道札幌市
函館競馬場	北海道函館市
福島競馬場	福島県福島市
新潟競馬場	新潟県新潟市
中山競馬場	千葉県船橋市
東京競馬場	東京都府中市
中京競馬場	愛知県豊明市
京都競馬場	京都府京都市
阪神競馬場	兵庫県宝塚市
小倉競馬場	福岡県北九州市